令和6年度

桜野特別支援学校防火設備改修工事

沖縄県教育庁施設課

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
A-01	建築改修工事特記仕様書(その1)	A-06	1階平面図・建具位置図	A-011			
A-02	建築改修工事特記仕様書(その2)	A-07	2階平面図・建具位置図	A-012			
A-03	建築改修工事特記仕様書(その3)	A-08	3階平面図・建具位置図	A-013			
A-04	建築改修工事特記仕様書(その4)	A-09	防火シャッター建具表(1)	A-014			
A-05	案内図・配置図	A-010	防火シャッター建具表(2)	A-015			

建築改修工事特記仕様書[建築工事編]沖縄県土木建築部

今和6年7月改定版

1 工事概要

- (1) 工事名 :桜野特別支援学校防火設備改修工事
- (2) 工事場所 : 名護市宇茂佐1787-1 (地域地区等:無指定区域)
- (3) 敷地面積
- (4) 工事種目:改修工事

ア 建築物			
建築物の名称	管理棟		
主要用途	学校		
構造及び階数	RC造地上3階建		
工事種別	改修工事		
建築面積	m²	m²	m²
延べ面積	275m²	m²	m²
イ 工作物及び立木	7		
工作物等の名称			
数量			

2 本丁事の設計時期

本工事の設計書は、令和 6年 8月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算 基準及び公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 建築丁事什様

(1) 標準仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁 営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」[令和4年版](以 下「標準仕様書」という。)による。

(2) 特記仕様

- ア 項目は、番号に 印の付いたものを適用する。
- イ 特記事項は、「・」に 印の付いたものを適用する。
 - 「・」に 印がつかない場合は「」のついたものを適用する。 ・」と「」に 印がついた場合は共に適用する。
- ウ 項目及び特記事項に記載の()内表示番号は、標準仕様書の当該項 目、当該図又は当該表を示す。
- エ 特記事項に記載の(参- .)は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)[平成31年版]巻末の各部配筋参 考図の当該項目を示す。

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

- ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要 事項を正確に記入し、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の 完成後においても、同様とする。
- イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導等の対象に なった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後に おいても、同様とする。
- ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出 が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台 帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理 を適切に行っておかなければならない。
- エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受 注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)がアから ウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事におけ る暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書(平成19年7月24 日)に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したこと が判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとす

- ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速 やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、 捜査上必要な協力を行うこと
- イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速や かに監督員に報告するとともに所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。
- ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生 じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ウィークリースタンスの実施

工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3.取組内容につ いて、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。な お、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。

当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス) を参照すること。

https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html

- ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法 第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。 以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理 人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。
- イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに 担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は、発注者から通知す る。なお、管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しな LI.

(4) 工事監理業務への協力等

- ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技
- エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に 提出すること。
- (5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受 注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合又は本工事と関連する工事を本工事受 注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算 定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設 計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価 格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、 主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

請負業者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する 者。)から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告 すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管 理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。

また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまで は、触れずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

- (9) ダンプトラック等の過積載等の防止について
- ア 工事用資機材等の積載超過がないようにするとともに交通安全管理を十分に行
- イ 過積載を行っている資材納入者から資材購入をしないこと。
- ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等 の利益を不当に害することのないようにすること。
- エ さし枠の装置または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出 入りすることがないようにすること。
- オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法(以 下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、 同団体等の加入者の使用を促進すること。
- カ 下請契約の相手方又は資材納入者を選定するにあたっては、交通安全に関する 配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を 発生させたものを排除すること。
- キ アからカの事につき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用の禁止等について

- ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資 機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税 法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならな
- イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければなら ない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

- ア本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は 工法を指定するものではない。
- イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおりの品質規 格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用する こと。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。
- ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の 積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目 的に「参考資料」として提示するものである。

(12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その 具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン (営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。

(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出 し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健 康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保 険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した 標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの 活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示し た見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること

イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定 価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場 合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反 するおそれがかいか確認します

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】

https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】 https://www.mlit.go.ip/common/001203247.pdf

【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】

ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

適用基準等 建築改修工事監理指針(令和4年版)国土交通省大臣官房官

- 建築工事標準詳細図(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁
- 敷地調査共通仕様書(令和4年版)国土交通省大臣官房官庁

特 記 事 項

-) 建築材料·設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名
- 簿(令和6年版)(一社)公共建築協会
-) 営繕工事写真撮影要領(令和5年版)
- 磁気探査実施要領(令和2年1月)沖縄県土木建築部
-)沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源 化および再生資源活用に関する実施要領(平成25年12月)沖
- 構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項(令和4年4 月)沖縄県土木建築部

丁事宝结情報 の登録(114)

項 目

登録する。ただし、工事請負代金額が500万円未満の工事につい ては、登録を要しない。

3 工事の一時中 止に関する事

工事の一時中止に係る計画の作成

1) 契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた 場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画 (以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受ける

なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職 員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に 関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する こと及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らか

(2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事 現場を保全すること。

4 工事の余裕期

- 余裕期間を設定する工事 方式] 【以下から選択:発注者指定方式/任意着手方式/フレックス 1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。
- なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式におい
- て、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定める ことができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに
- 「工期通知書(様式 1)」を作成し、発注者(契約担当者)に通 知(提出)すること。

図示された範囲は【令和 年 月 日】までに完了すること。

(3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。

(1.2.1)6 品質計画等

5 概成工期

建築基準法に基づ〈風圧区分等を必要とする場合は次による。 (1.2.2)

(1) 風速:V0 = m/s (平12建告第1454号第2)

(2) 地表面粗度区分:

(3.5.4) (3.9.3) (5.13.5) (9.3.4)

施工図等 (1.2.3)

- 1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発 注者に委譲するものとする。 2) 現場代理人等は、施工に先立ち、各工事間の施工計画を調 整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図(各1/50
- 程度)及び必要な部位の断面図を作成の上 各丁事の必要な 内容を記載した総合図を作成する。なお、総合図は監督員に 提出し、確認を受ける。
- 3) 施工計画書及び施工図等は監督員の指示する時期に提出 する。ただし監督員の指示がない場合は、原則として施工計画 書は契約後30日以内、施工図等は工事着手前までに提出し、 承諾を受ける.

丁事の記録 (1.2.4)

沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。

9 電気保安技術 者(1.3.3)

電気工作物の工事を行う場合、その工事期間において電気保安 技術者を配置し、保安業務を行うこと。

施丁条件 (1.3.5)

施工順序等の制約・無し

● 有り【 ● 学校との協議による・図示・

工事車両の駐車場所 :・図示 ⊙ 学校との協議による・ 資材、機材置場 : ・図示 ⊙ 学校との協議による・ 建設発生土の仮置場・・図示・現場説明書による その他の施工条件 :・図示 ⊙ 学校との協議による・

(1.3.11)

施工中の安全

確保及び環境

保全等(1.3.7)

- 1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成 9年7月31日建設省告示第1536号 最終改正平成13年4月9 日 国土交通省告示第487号)による建設機械を使用する。
- (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則 として「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日 付け建設省経機発第249号最終改正平成22年3月18日付け国 総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機 械を使用するものとする。
 - 一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW) ア バックホウ
 - イ 車輪式トラクタショベル
 - ウ ブルドーザ
 - 工 発動発電機
 - オ 空気圧縮機
 - カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの)
 - キ ローラ類
 - ク ホイールクレーン

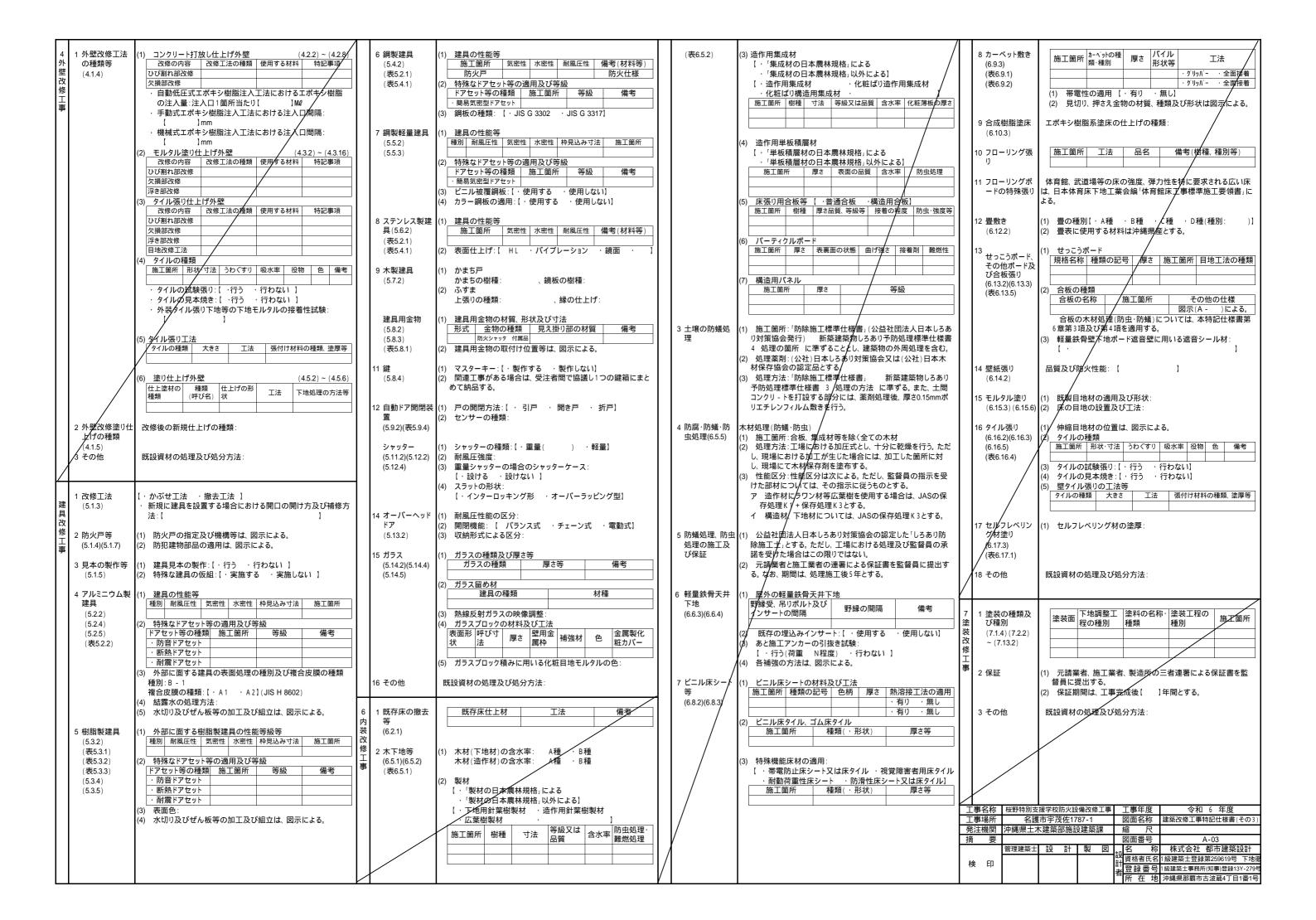
12 交通安全管理 (1.3.9)

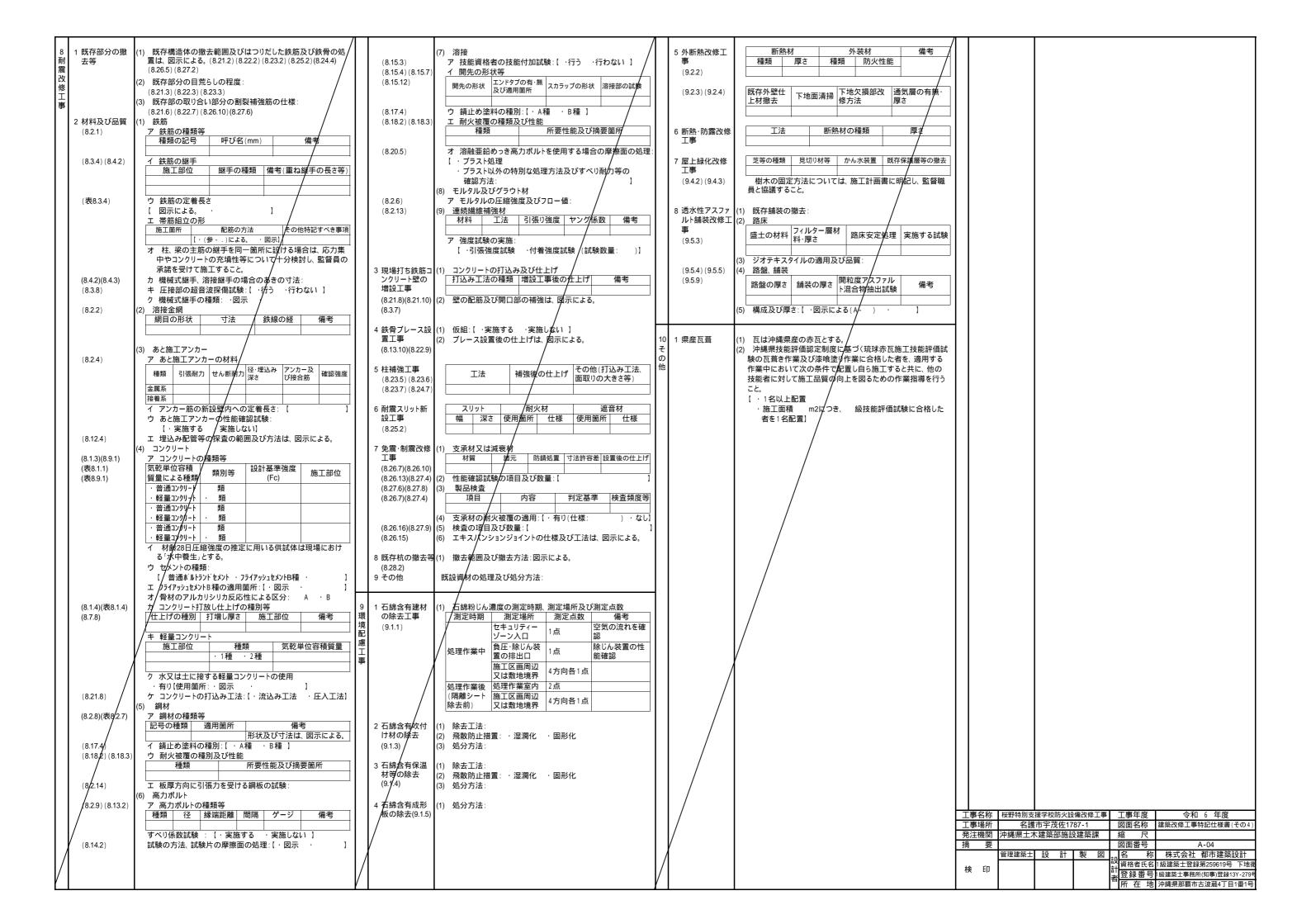
国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業 務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。 (令和3年2月19日 沖縄県公安委員会告示第38号)

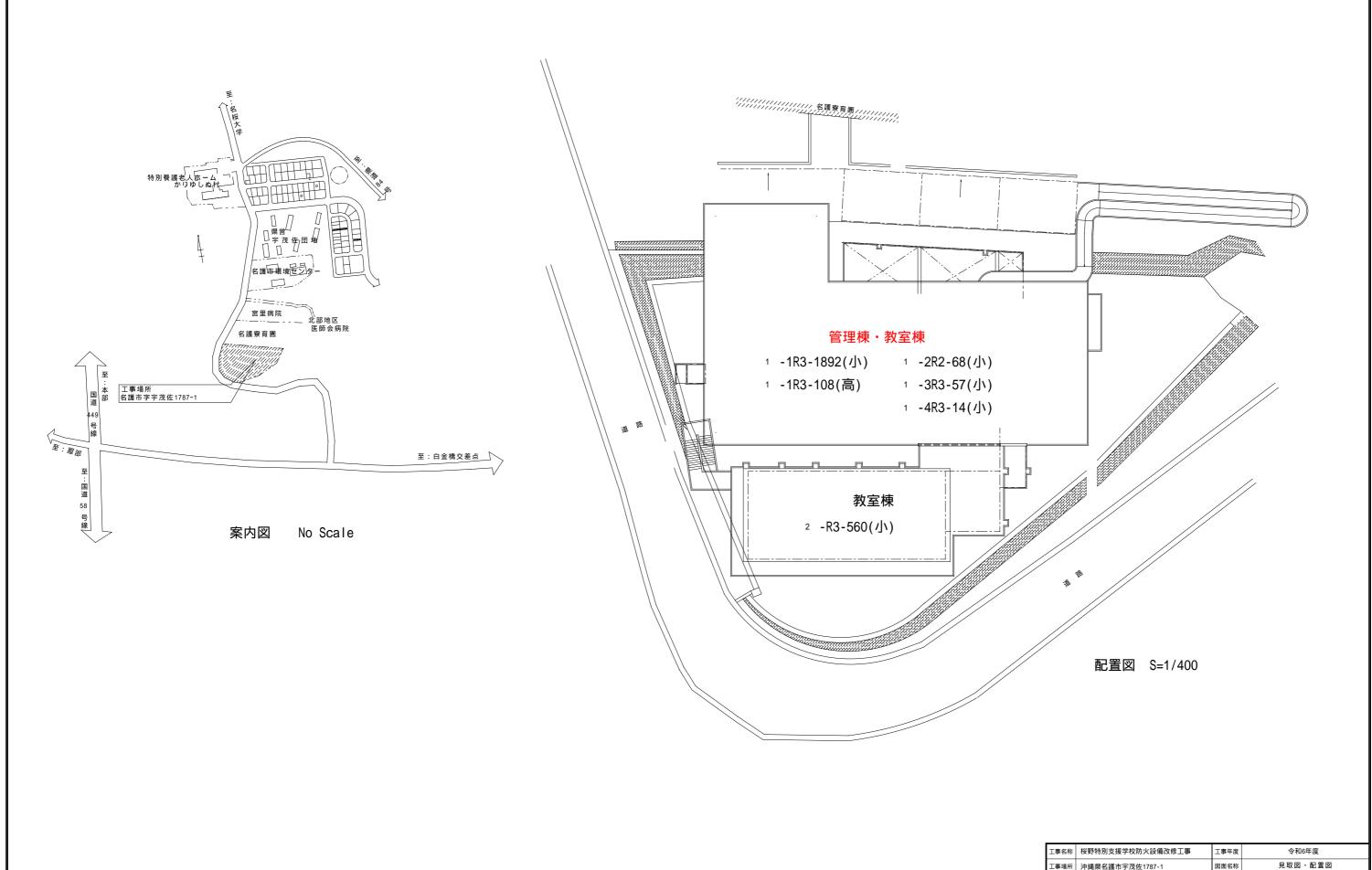
工事名称 ┃ 桜野特別支援学校防火設備改修工事 ┃ 工事年度 ┃ 工事場所 名護市宇茂佐1787-1 図面名称 建築改修工事特記仕様書(その1 発注機関 沖縄県教育庁施設課 図面番号 管理建築士 設計 製図 20 名 称 株式会社都市建築設計 資格者氏名 1級建築士登録第259619号 下地行 検 印 登録番号 | 級建築士事務所(知事)登録13Y-279 所 在 地 沖縄県那覇市古波蔵4丁目1番1号

今和 6 年度

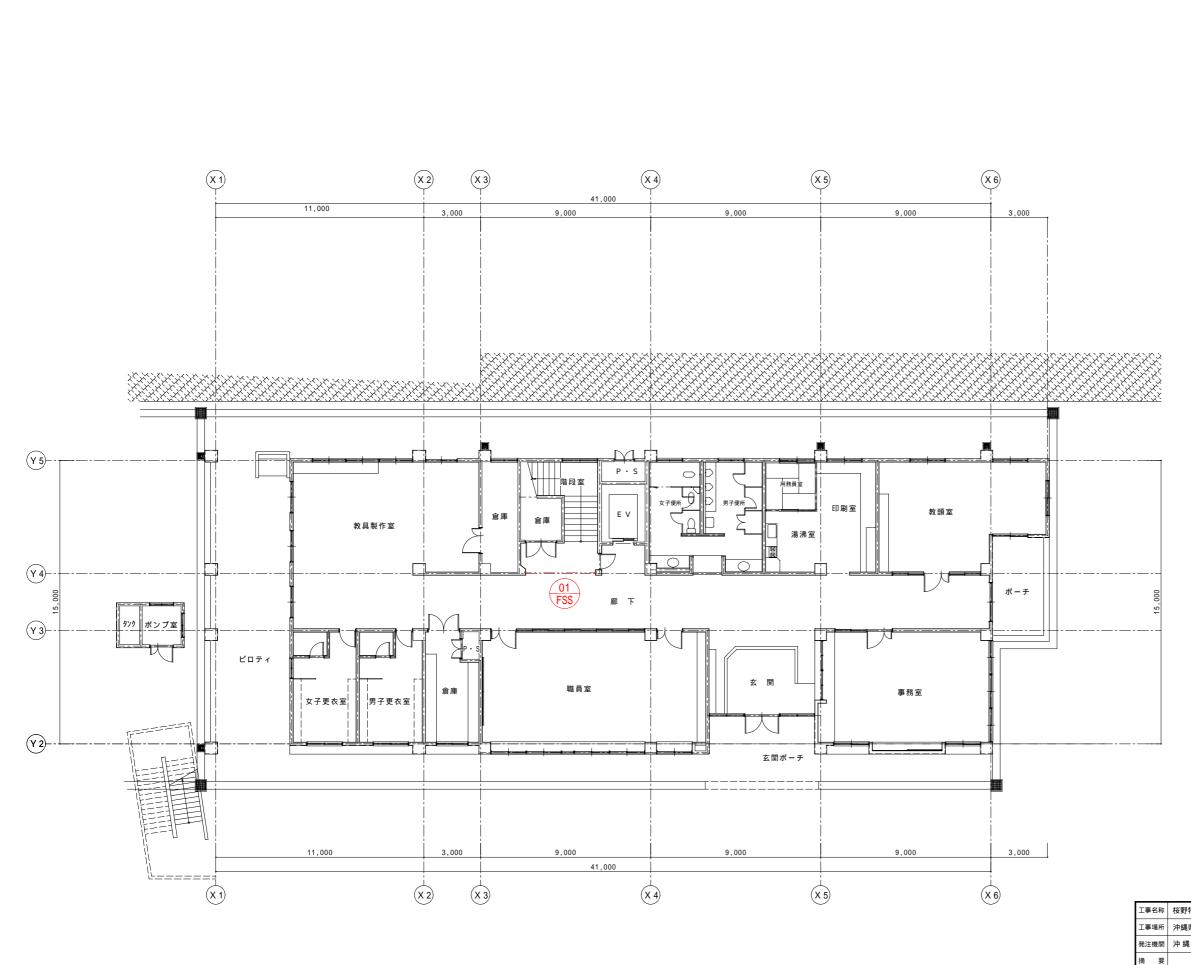
		1	1	1	T	TT	
13 発生材の処理 一 等(1.3.12) 般	(1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を 行う。 発生材の種類	主任技術者・監 理技術者<続き	(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以	22 化学物質の濃 度測定(1.7.9)	(1) 測定時期、測定対象室及び測定箇所数 測定対象室 測定箇所数 測定時期 備考	3 環境対策につ いて	(1) 受注者は、本工事の施工にあたり、「沖縄県赤土等流出防止条例」、「水質汚濁防止法」及びその他環境保全に関する法令等を遵守し、その対策については工事着手前に現場状況の調
共	発注者に引き渡すもの		前に3ヵ月以上の雇用関係が成立していなければならない。				査、検討を十分に行い、監督員の確認を得た上で施工するこ
思 玄	特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法		イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任		(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された		٤.
頃	現場において再利用を図るもの		技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類(健康		場合は、引渡は受けない。		(2) 赤土等流出防止対策を行う場合、その対策範囲は図示によ
<u>`</u>	(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場 に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄		保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。	② 完成時の提出	 ※完成図 ※保全に関する資料		ం ,
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	県産業廃棄物税)が課税されるので、適正に処理すること。	主任技術者等	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、	図書		4 足場その他	【 (1) 内部足場【 ● 脚立、足場板等 · 】
2	(3) 受注者は、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」	の資格	現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で	(1.9.1) (1.9.2)	係図書等に関する効率化実施要領(案)」による。		(2) 外部足場 ・枠組足場 ・〈さび緊結足場 ・単管本足場
	(COBRIS)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生		示されていない場合、主任技術者等の資格は、以下による。	(1.9.3)	(2) 完成図は、(表1.7.1)に次表を含むものとする。	(表2.2.1)	・仮設ゴンドラ ・移動式足場 ·
	資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。		・1級建築士、又は1級建築施工管理技士のいずれかの資格		種類 記入内容		(3) 防護シート【・設置する ・設置しない】
	また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時に「建設副産物情報交換シ		を有するもの ・ 1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、又は2級		詳細図 監督員との協議による。		(4) 材料等の運搬方法: A種 B種 C種 D種 ● E 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づ〈足場の設置
	ステム」(COBRIS)により作成した、「再資源化報告書」、「再生		・「級建衆工、「級建衆工、「級建衆加工昌建投工、又は2級 建築施工管理技士のいずれかの資格を有するもの		(3) 本工事は電子納品対象工事とする。		に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による
	資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提		ア 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技		電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を		足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方
	出しなければならない。		術者講習修了証を有する者であること。		電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、		式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
	(4) 受注者は、工事で発生した建設廃棄物について、ゆいくる材		イ 配置予定技術者にあっては、入札開始日前に3か月以上		各種電子納品要領·基準等(以下、「要領」)に示されたファイル	5.四大如八百美	供口笠
	の認定を受けた施設又はゆい〈る材の認定を受けていないが、 再資源化後にゆい〈る材製造業者へ出荷している施設へ搬出		の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 ウ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計		フォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別	5 既存部分の養 生(2.3.1)	横品等 養生方法、保管場所等
	すること。だたし、島内に当該施設がない場合はこの限りでは		図書等で確認すること。		途監督員と協議するものとする。	1 (2.5.1)	
	ない。		(2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。		(4) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっている		
	(5) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分				か(一財)沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納	6 仮設間仕切り	(1) 仮設間仕切り
	費)は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費	監理技術者の	本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を		品確認登録証」の発行を受けること。	(2.3.2)	設置箇所 種別 片面への塗装等の仕上げ 備考(厚さ等)
	と処分費(平日受入費用)の合計が最も経済的になるものを見 込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資	兼務(特例監理 技術者の配置)	受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。		業務成果品(工事完成図書)は、電子媒体(CD-R等)で(正) 1部提出すること。	1 1	・有り ・なし ・ 有り ・ なし
	源化に要する費用の変更は行わない。	XIII I VIUE	本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を		「要領」で特に記載が無い項目については、監督員と協議の	1 1	(2) 仮設扉
I I	(6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取		受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認めない。		上、電子化のファイルフォーマットを決定すること。	1 1	設置箇所種別備考
	扱基準について				なお、「紙」による提出物は、監督員と協議の上決定するこ		
	ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉 体(以下、廃棄物という。)については、廃棄物吸引機能を有	工事の保険等	(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお、保険の加入期間は、 原則として工事差エロから工事完成期日後14日以上とする		C。 (5) 四汁老什 空は涌知事の添け事新レーフルエの事新なが高	1 1	
	体(以下、廃棄物という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄		原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 【・火災保険 ・建設工事保険 ・組立保険 ・請負業者賠償責任保険】		(5) 受注者は、完成通知書の添付書類として以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。	7 監督員事務所	規模(m²)
	物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するも		(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、		アゆいくる材利用状況報告書	(2.4.1)	床
	のとし、必要と認められる経費については変更契約できるも のとする。		契約後1月以内に加入を証明する書類を発注者に提出する。		イ ゆいくる材出荷量証明書	1 1	仕上げ内壁・天井
	「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する		(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。		(6) 建築物等の利用に関する説明書について		屋根
	法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産		ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内)に発注者に提出する場合にあっては契約後原則40日以内(電子申請方式による		・「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き (国土交通省ホームページに掲載)を参考にして、記載事項は		備品の種類及び数量
	業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃		3.		監督員との協議により決定する。		/
	棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記		イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工		(7) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示が	3 1 改修工法の種	(1) 防水改修工法の種類等
	HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても		事現場」標識を掲示する。		あった場合、これを作成し監督員に提出しなければならない。	防類、種別及び工	工法の種類・種別 施工箇所 材料の種類及び厚さ 備考
	差し支えない。		ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。 エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査	② 設計図CAD	なお、この計画書の内容等は監督員との協議により決定する。 本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与す	水 程等 改 (3.1.4)	
	http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/as ufaruto.html		エ 工事元成後、 医 とかに 哲 玉 元 当 美 韻 総 指 表 を 目 成 し、 検 量 間 最 員 に 提示 しなければ ならない。	データの貸与	る。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完	修 (表3.1.1)	
	なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,,,,	成図の作成のため以外に使用してはならない。	工 (表3.1.2)	工法の種類 施工箇所 試験等
	(マニフェスト)について、監督員から請求があった場合は提		(1) 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物		(1) 現場事務所等に、情報共有システムが使用可能な以下に示	争 (3.2.5) (3.2.6)	簡易接着性試験
	示しなければならない。	いて	を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。 それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとす	4	す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等に より当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。	(3.3.2) (3.3.3) (表3.3.3) ~	
	イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断 に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3		る。ただし、ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいく		【インターネット環境】:ブロードバンド回線		(3) 既存下地の補修箇所の形状、長さ等は、図示による。(A-) (4) 改修用ドレンを設ける場合: 【 】
	月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理するこ		る材以外の再生資材を使用できる。なお、ゆいくる材以外の再		[パソコンOS] : Microsoft Windows 8.1 / 10		(5) 防水層の種別: [
	E		生資材を使用する場合も「ゆいくる材品質管理要領」に準じて		【推奨プラウザ】 : Microsoft Edge		(6) その他の材料等
	ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い 発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日		品質管理を実施すること。また、ゆいくる材の在庫がない等に より使用することができない場合は、新材を使用すること。		情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを	(表3.4.1) ~ (表3.4.3)	・ 固定金具:(材質)(寸法) ・ 絶縁用シート:(材料)
	付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。		(2) ゆいくる材の品質質理		行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換	(3.5.2) - (3.5.4)	・ 断熱材:(材質)(厚さ)
			ア ゆいくる材の品質管理にあたっては、「標準仕様書」等の		するものである。	(表3.5.1)~	・立上り部保護:(材料)(工法等)
	(7) 建設発生土の処分は次による。		ほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。		(2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては、沖縄県	(表3.5.3)	· 脱気装置:(種類)(設置数)
	構外搬出適切処理		イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材 たんのまる場合、 差手後に一般財団法人 沖縄原建設技術		とCALS運営会社で定めた使用承諾料を沖縄県CALSシステム を運営している者に古むること	(3.6.3) (3.7.2) (3.7.8)	・仕上げ塗料:(種類) (使用量) (使用量) (使用量) (原文等)
	搬出先名称() 搬出先所在地()		を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術 センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書		を運営している者に支払うこと。 (3)沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速や	(3.7.0)	・ 平場の保護コングリート、保護モルタル: (厚さ等)
	運搬距離 (km)		類の交付を受けなければならない。		かに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること。(支	2 کا ۱	(1) といの材料等
	搬出先基準(条件)(ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取及		払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)	(3.8.2) (3.8.3)	材種 規格名称 材質 備考
	・構内堆積・・構内敷きならし		び現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後の現場 間易試験を監督員の立会の下、実施しなければならない。	26 墜落制止用器	. 隊落制止田哭目け コルルニラフ刑レオス ただし 隊替門に	(表3.8.1)	(2) たてどり三令枷の取けけけ 図ニに 57
主仟技術者・ 監	(1) 工事請負代金額が4,000万円以上(建築一式工事の場合		間易試験を監督員の立会の下、美施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速や	26 墜洛制止用器	・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。 ただし、 墜落時に 着用者が地面に到達するおそれのある場合は、 胴ベルト型の	3 アルミニウム制	(2) たてどり受金物の取付けは、図示による。 (1) 構成部材による種類:
理技術者	8,000万円以上)の工事については、主任技術者又は監理技術		かに監督員に試験結果を報告しなければならない。		使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用		(2) アルミニウム製笠木本体の材料の表面処理の種別及び複合
	者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間				に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号) を遵守すること	(3.9.2)(表3.9.1)	皮膜の種類は次による。
	は、次のとおりとする。		(1)石綿含有建材の事前調査	ᇬᆝᄴᅑᆓᄆᆦᆢ	を遵守すること。	(3.9.3)	種別: [· A - 1 · B - 1]
	ア 現場施工に着手するまでの期間 【現場施工に着手する日が確定している場合】	の事前調査 (1.5.1)	調査の範囲(・施工範囲と同一・・) 既存の設計図書の貸与(・有り・無し・)	27「労務費見積り 尊重宣言」促進		/	
	請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの		石綿含有建材の調査報告書は、有り、無し	モデル工事	実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデ		(3) 既存笠木撤去後の新規アルミニウム製笠木の下地補修の工
	期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場		(2)分析調査		ル工事試行要領」及び「労務費見積り尊重宣言」実施要領」		`´法∶押出し 形
	への専任は要しない。		・「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8		(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとす る。		(4) 固定金具の間隔及び固定方法は、図示による。
	【現場施工に着手する日が確定していない場合】 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現		月21 日 基発第0821002 号、最終改正 令和3年12月22日基 発1222 第17号)	28 建設キャリア	°° · 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」とい	4 保証	(1) 元請業者、施工業者、製造所の三者連署による保証書を監 督員に提出する
	場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始さ		781444 オリコ)	28 建設キャップ アップシステム			貸員に佐山りる (2) 保証期間は、工事引渡し後【 】年間とする。ただし、アス
	れるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者	20 施工数量調査	施工に先立ち実施する施工数量調査の範囲及び調査方法	(CCUS)活用に	おける希望型とする。	11/	ファルト防水は、 1年間とする。
	の工事現場への専任を要しない。なお、工事施工に着手す	(1.6.2)	調査の範囲【・施工範囲と同一・・ 】	ついて	受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。	1 /	
	る日については、請負契約の締結後、監督員との打合せに おいて定める。		調査の方法【		無を上手打合簿にて完注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム	5 その他	既設資材の処理及び処分方法:
	のいて定める。 イ 検査終了後の期間	21 技能士(1.7.2)	適用工事種別 技能検定作業		(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム	【	┃ :援学校防火設備改修工事┃ 工事年度 ┃ 令和 6 年度
	工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が	- 17HC T (1.1.2)	JANDIAN IT TO		現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。	工事場所 名護	市宇茂佐1787-1 図面名称 建築改修工事特記仕様書(その2
	遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っ				流 (大肥する) () () () ()	発注機関 沖縄県土地	
	ている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理は依者の工事理場への専任を乗しない。			仮えて事のよ	横山原左の佐帆 J ○ 利田子コ 利田マキュ/ ナ圏 ケ門	摘要	図面番号 A-02
	理技術者の工事現場への専任を要しない。			仮 1 工事用水 設 l	構内既存の施設:【 ⊙ 利用不可 · 利用できる(· 有償 · 無償)	1	設 計 製 図 名 称 株式会社 都市建築設計 2
	ı						
				工 2 工事用電力	構内既存の施設:【 ● 利用不可 ・利用できる(・有償 ・無償)	検印	計 登録 番号 1級建築士事務所(知事)登録13Y-279 所 在 地 沖縄県那覇市古波蔵4丁目1番1号



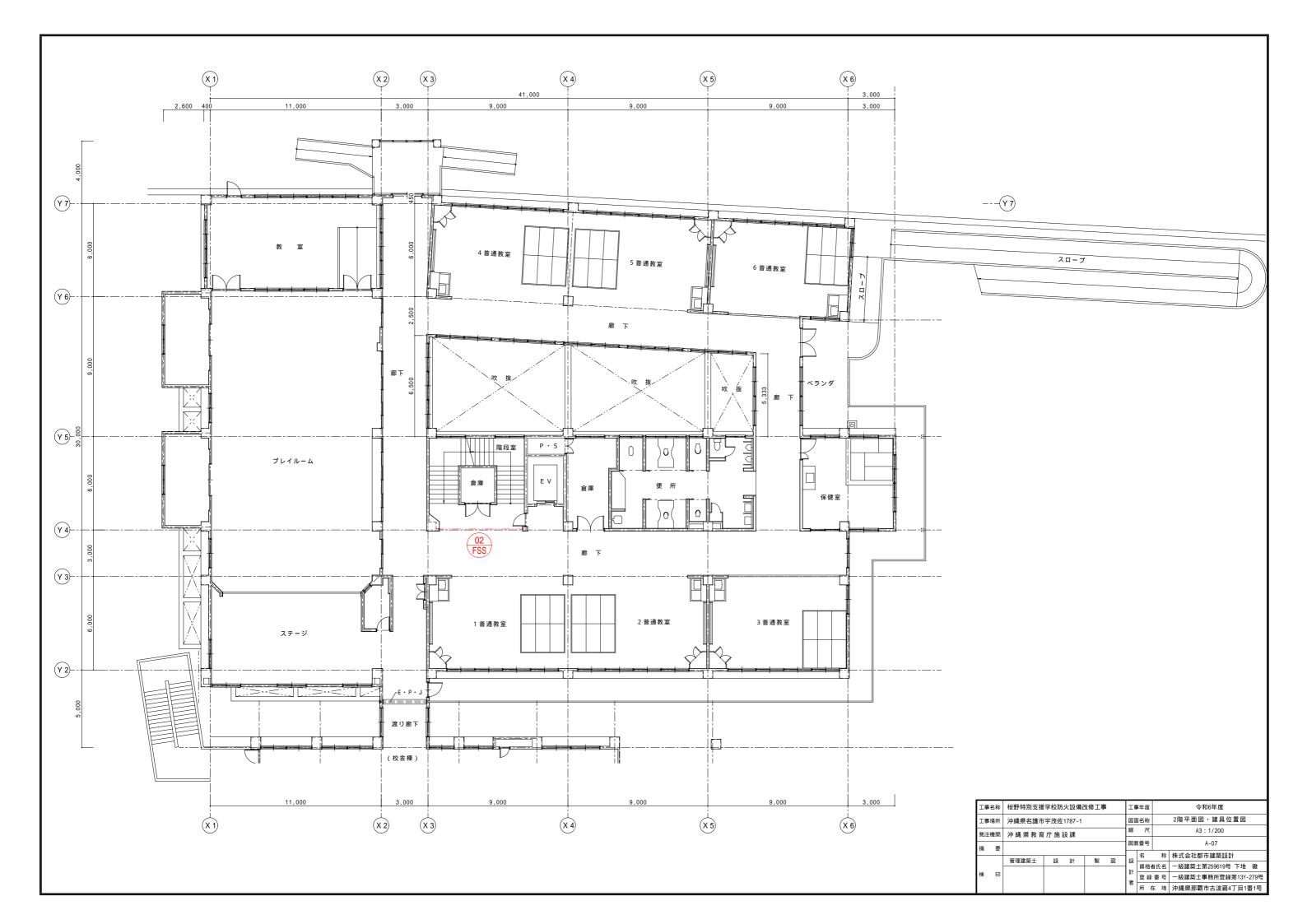


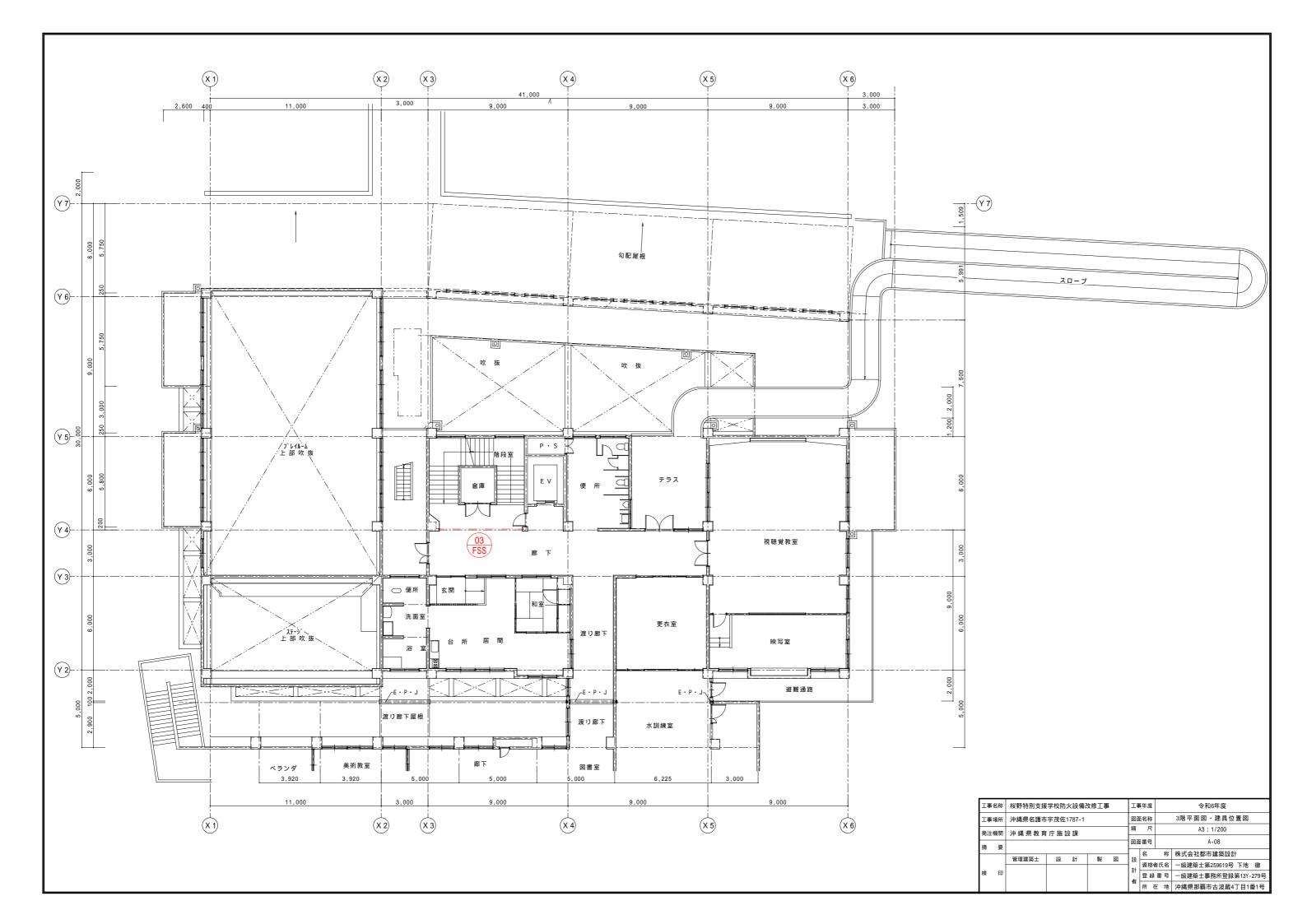


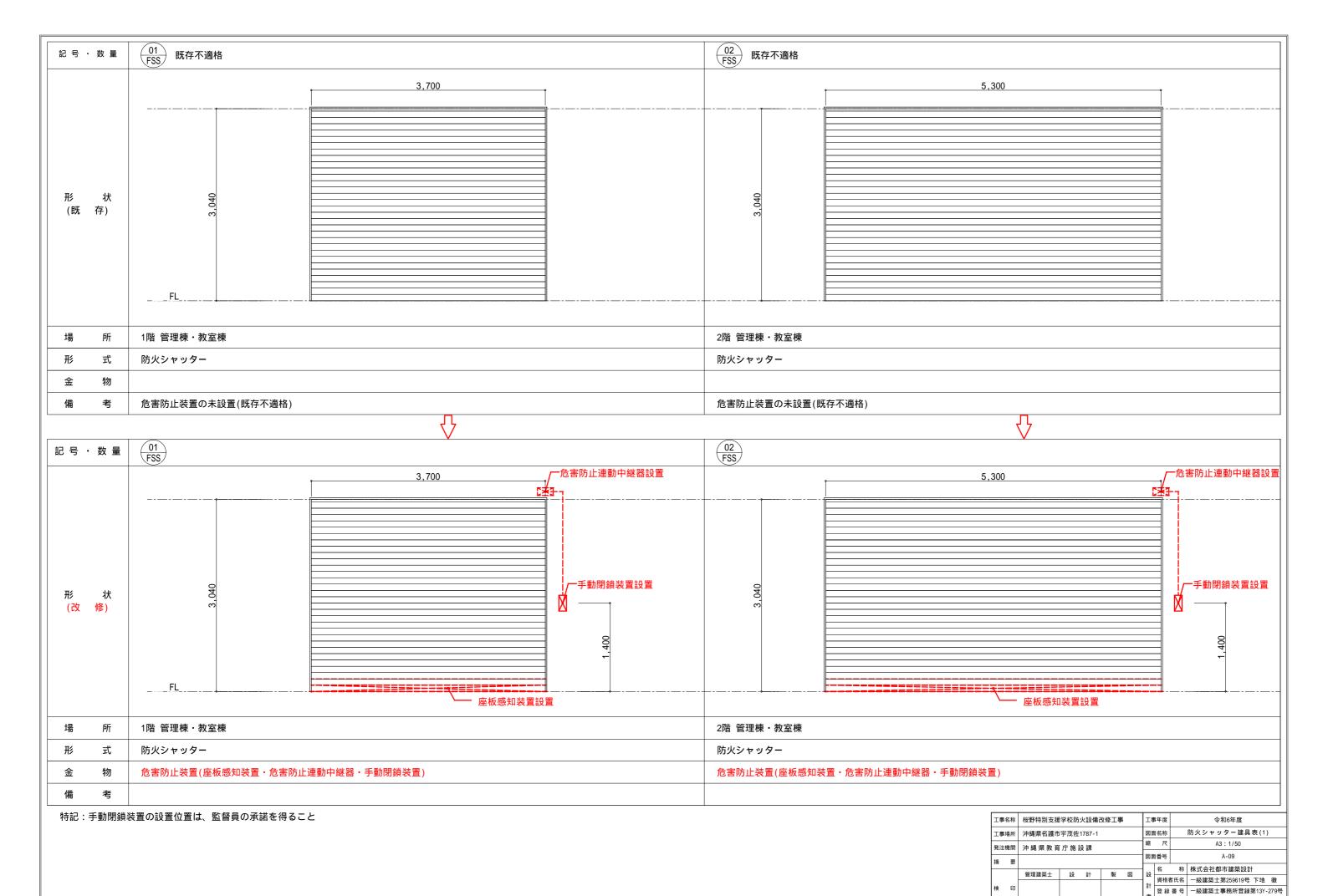
	工事名称 桜野特別支援学校防火設備改修工事							工事	年度		令和6年度		
	工事場所 沖縄県名護市宇茂佐1787-1						図面	図面名称		見取図・配置図			
	発注	機関	沖縄県教育	设課			縮	尺		A3:1/400			
			71 #6 71 37 13	- mi			図面	面番号		A-05			
	摘 要							H	47	1h	サートのカギナー・		
	検 印		管理建築士	設	計	製	図	設	名	称	株式会社都市建築設計		
		ED	L-12271			-		計	資格	者氏名	一級建築士第259619号 下地 徹		
							者	登録番号		一級建築士事務所登録第13Y-279号			
	1								er .	- 11L	沖畑月卯亜ナナ沖井4丁ロ4要4 ワ		



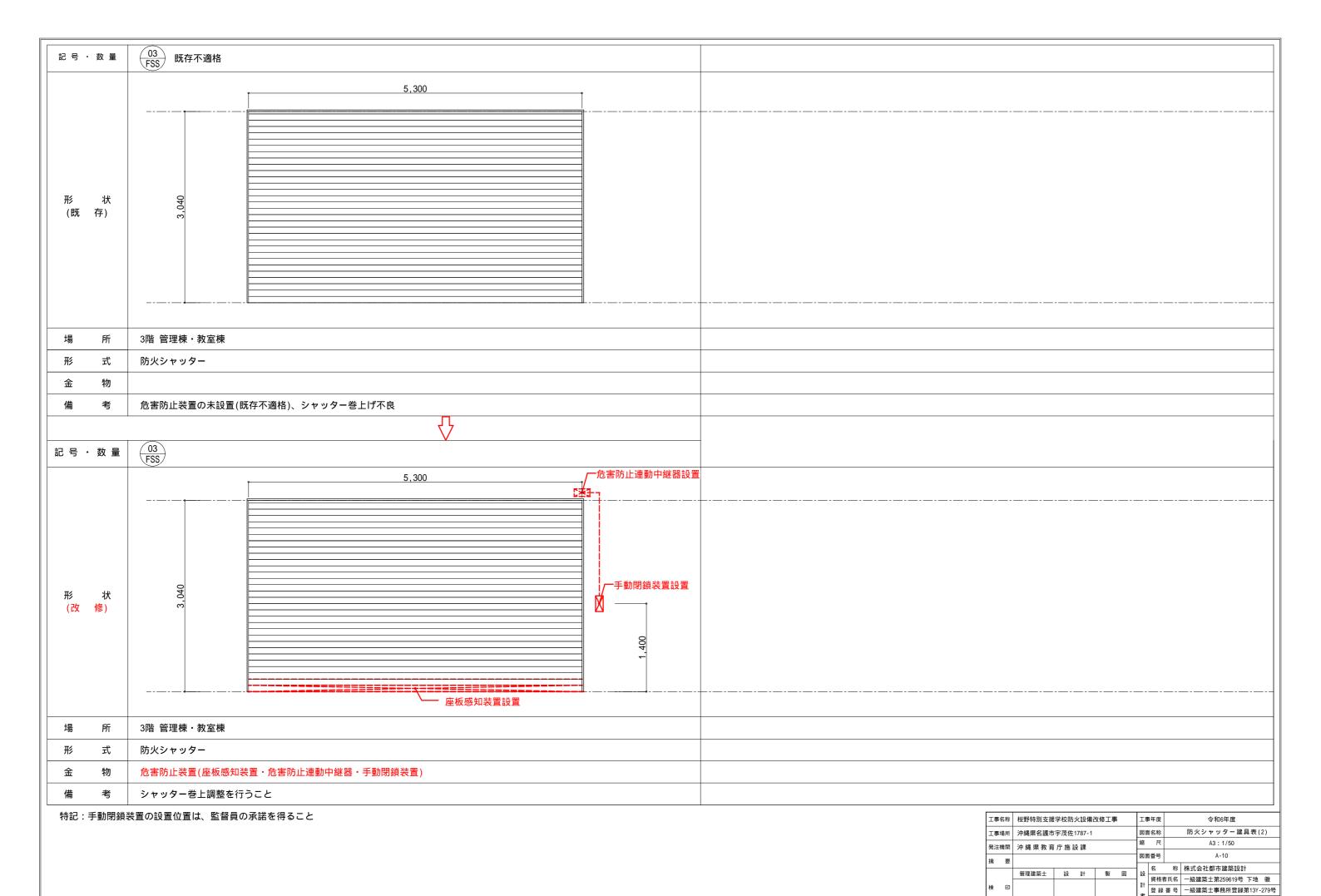
工事	工事名称 桜野特別支援学校防火設備改修工事						工事年度		令和6年度			
工事	場所	沖縄県名護市	1787-1			図面名称		1階平面図・建具位置図				
発注	機関	沖縄県教育庁施設課						尺		A3:1/200		
摘	要							図面番号		A-06		
	管理建築士 設計 製 図	答理建筑士	±Ω	±+	# II	REFI	設	名	称	株式会社都市建築設計		
		E,	日社建米上	nx.	п		ы	計	資格	者氏名	一級建築士第259619号 下地 徹	
検			者	登 録	番号	一級建築士事務所登録第13Y-279号						
				1	6F Z	午 +++	油螺圓那覇市士油蔵/丁日1悉1只					







所 在 地 沖縄県那覇市古波蔵4丁目1番1号



所 在 地 沖縄県那覇市古波蔵4丁目1番1号